

住民税の税額が決定

納税通知書を6月8日(月)発送

令和2年度住民税(特別区民税・都民税)が課税される方に、税額決定の通知書を6月8日(月)に発送します。

確定申告等の申告期限が1か月延長されたことに伴い、延長期間(3月17日から4月16日)に確定申告書等を提出された場合、今回の通知書発送に間に合わない場合があります。その場合、後日発送予定の税額決定通知書または変更通知書で反映します。ご了承ください。

【納期限】
6月30日(火)(第一期)、8月31日(月)(第二期)、11月2日(月)(第三期)、令和3年2月1日(月)(第四期)

※給与からの特別徴収(引き落とし)は、会社等(特別徴収義務者)を通じて別途通知されます。

年金からの特別徴収(引き落とし)

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、納期限までに納付が困難な場合には納税課までご相談ください。

年金からの特別徴収(引き落とし)

【対象となる方】

令和元(平成31)年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、令和2年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方

※次の方は対象となりません
○老齢基礎年金等の年額が18万

円未満の方

○老齢基礎年金等から所得税額、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を控除した額が住民税額に満たない方

【対象となる税額】公的年金等の所得にかかる住民税額(所得割額および均等割額)

【徴収方法左表のとおり】

公的年金からの住民税の徴収方法

新たに対象となる方

徴収月	6月(第1期)・8月(第2期)	10月・12月・令和3年2月
徴収額	各月、年税額の1/4	各月、年税額の1/6
方法	普通徴収(納付書や口座振替による納付)	年金から特別徴収(引き落とし)

昨年度から引き続き対象の方

徴収月	4月・6月・8月	10月・12月・令和3年2月
徴収額	各月、前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3(仮徴収)	各月、年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3(本徴収)
方法	年金から特別徴収(引き落とし)	

申告に関する注意点

次の所得等は、住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出された場合、その内容を住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください。

- 上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等
- 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の

損益通算および繰越控除
○居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
○先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除 など

また、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合、住民税の納税通知書送達前に課税方式

政治家の寄附は禁止!

お金のかからない公正な選挙に

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体に寄附をすることは、法律で厳しく禁止されています。

また、政治家に寄附を勧誘したり、求めることは、誰でも禁止されています。

公正な選挙、お金のかからない選挙の実現のため、ご理解をお願いします。

寄附が禁止されているもの

- お中元やお歳暮
- 開店祝いや落成式の花輪
- お祭りや地域行事、スポーツ大会への寄附や差し入れ
- 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ
- 結婚祝や葬式の香典(ただし、政治家本人が自ら出席し、通常一般の社交の程度を超えない場合は、処罰の対象から除かれます)

後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)

を選択する住民税申告をする必要があります。

課税課

☎(3647)8001122

☎(3647)4822

【納付に関する相談先】

納税課徴収第一・第二係

☎(3647)4153

FAX(3647)8646

令和2年度の各種税証明

窓口混雑緩和のため郵送請求、コンビニ交付のご利用を

令和2年度の特別区民税・都民税の課税・非課税・納税証明書は、6月8日(月)から取り扱います。窓口混雑緩和のため、郵送請求をご利用ください。次の①②③を区役所課税課へ郵送してください。

- ①手数料(1通につき300円分の定額小為替を郵便局で購入ください。現金書留も受け付けます)
- ②返信用封筒(本人のあて先を記入し切手を貼ってください。同一世帯の親族での請求の場合の一つの封筒で対応します)
- ③申請書(区ホームページから入手するか、便せん、白紙等で作成ください。複数人の請求の場合、各自1通ずつ必要です)

到着後おむね2営業日後(土・日曜、祝日を除く)に発送予定となります。なお混雑状況便せん・白紙等で作成の郵送申請書記載例(江東区在住の方の例)

申請書
令和2年〇月〇日

江東区長 殿
令和2年度課税(非課税)証明書を1通請求します。

住所 江東区東陽4-11-28-503 ※1
氏名 江東 太郎 ※2
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ※3
電話番号

〒135-8383 江東区東陽4-11-28
あて先 江東区役所 課税課 証明担当 あて

送料(定型普通郵便)は3通までは84円、7通までは94円が目安です。

※1. 令和2年度の証明は令和2年1月2日以降、江東区に転入された方は発行できません。1月1日時点の住所地区市町村にご請求ください。
※2. 押印は不要です。生年月日は西暦でも結構です。
※3. 電話番号は連絡の取れる親族等の番号でも結構です。

図書館サービスと子ども読書活動のあり方懇談会

区民委員募集

区立図書館では、図書館サービス向上を目的とした「(仮称)江東区立図書館ビジョン」と、こども読書活動の推進を目的とした「第三次こども読書活動推進計画」を令和2年度に策定します。策定にあたり学識経験者等のほか公募区民からなる懇談会を開催します。ついては、区民の立場からご意見をいただく

ための区民委員を募集します。
【時】平日の日中または夜間2、3時間を任期中3回程度予定
【場】江東図書館 18歳以上の区民の方4人程度(選考)在題
令和3年3月まで「謝礼金」1回5,000円(税込、交通費込)
【選考結果】7月上旬までに全員に通知

【申込】これからの江東区立図書館に期待すること」をテーマに800字程度(A4用紙1枚)にまとめて、住所・氏名・年齢・性別・職業・連絡先(電話番号・ファクス・メールアドレス)を記入し、〒136-0076南砂6-1-7江東区立図書館事業調整担当へ郵送※区および図書館ホームページ <https://www.koto-ld.tokyo.jp/>にある様式も使えます

☎(3640)3154
FAX(3615)6668